

ホームページ公開

平成26年3月3日 教育委員会定例会 会議録

1 開催日時及び場所

・平成26年3月3日（月） 午後1時35分 ～ 午後3時20分

・教育委員会室

2 出席者

委員

事務局職員

委員長 野原正美

教育次長

南谷清司

委員 稲本正

教育次長

福井康博

委員 土屋 嶮

義務教育総括監

和田 満

委員 月村時子

総合教育センター長兼教育研修課長

浅井正美

教育長 松川 禮子

教育総務課教育主管

高橋博美

（森口祐子委員 欠席）

教育総務課総括管理監

林 佳孝

教育財務課長

後藤幸晴

教職員課長

蛭川義高

教職員課教育主管

名取康夫

学校支援課長

柿澤雄二

特別支援教育課長

安田和夫

社会教育文化課長

浜崎浩之

スポーツ健康課長

増田和伯

3 議事日程等

議第1号及び議第3号から議第5号までについて非公開とすることを決定。

4 会議録

平成26年2月18日開催の教育委員会会議録を承認。

5 審議の概要

別添のとおり

会 議 録

発 言 者	発 言 内 容 () 書きは事務局発言
議第 1 号 退職教職員の表彰について（非公開案件）	
退職教職員（591名）を表彰することについて諮り、可決された。 本件は、非公開案件であるため、会議録は別途作成。	
議第 2 号 教育に関する事務に係る議案に対する意見について	
教育総務課 総括管理監	平成26年第1回岐阜県議会定例会に提出された2つの議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、岐阜県議会議長から意見を求められたので、異議ない旨回答することについて諮るものである。1月の定例教育委員会において、同じ内容の条例案を上程することについて知事から意見照会を受け、異議ない旨回答することについて議決をいただいている。 一つ目、岐阜県教育委員会の職務権限の特例に関する条例は、平成26年4月1日から、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づき、新たに条例を制定し、学校体育以外のスポーツに関する事務を、知事が管理し、及び執行することとするものである。
社会教育 文化課長	岐阜県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例は、岐阜県文化財保護条例及び同条例の施行のための教育委員会規則に基づく事務を市町に移譲しようとするものである。県重要文化財、県天然記念物の現状変更の許可に係る事務を中津川市、美濃加茂市に、県重要文化財、県天然記念物の届出の受理に関するものを御嵩町に移譲しようとするものである。
委 員 長	議第2号につき、挙手により採決する。
委 員 長	全員賛成により原案のとおり可決する。
議第 3 号 教職員の懲戒処分について（非公開案件）	
教職員の懲戒処分（1名）について諮り、原案のとおり可決された。 本件は、非公開案件であるため、会議録は別途作成。	
議第 4 号 教職員の懲戒処分について（非公開案件）	
教職員の懲戒処分（1名）について諮り、原案のとおり可決された。 本件は、非公開案件であるため、会議録は別途作成。	
議第 5 号 岐阜県教職員保健審査会委員の任命について（非公開案件）	
岐阜県教職員保健審査会委員（13名）の任命について諮り、可決された。 本件は非公開案件であるため、会議録は別途作成。	
議第 6 号 岐阜県におけるいじめの防止等のための基本的な方針について	
学 校 支 援 課 長	いじめ防止対策推進法第12条に基づき、地方いじめ防止基本方針として、岐阜県におけるいじめ防止等の為の基本的な方針を定めることについて諮るものである。 案の説明に入る前に、岐阜総合学園高等学校が、第6回青少年非行防止自作ビデオコンク

ールという大会において、最優秀賞を受賞した。最優秀賞作品は一本のみである。この作品をご覧ください。

(作品上映)

この作品の企画の意図としては、いじめというものは弱い心の連鎖で起こるもの、誰もが何らかの理由で人より上にいたいとか、いるか確認したい、自分だけはいじめられたくない、けれども弱い心の連鎖を誰かが断ち切って、強い心を持つことで、強い心の連鎖が始まる。そんな世界が広がってほしいし、最初の勇気を持つ一人になるという子供が出てきてほしい。そんなストーリーということである。よく、いじめの4層構造というが、加害者と被害者と観衆と傍観者、そんないじめを取りまく様々なところとか、あるいは携帯のメールでいじめターゲットが決まっていくというところでは、いじめ自体は学校で起きているところだが、誰をターゲットにするかなど、先生の見えないところで行われているなどというところなど、なかなか考えさせられるところではないかなと思う。

それでは、岐阜県におけるいじめ防止等の基本的な方針について、説明をさせていただきます。

基本的には、岐阜県の基本方針については、国の基本方針を参酌して定めている。その中で、特に、岐阜県において何点か強調していることを、説明をさせていただきます。

1 ページ、「いじめの防止等のための対策の基本的な認識」である。

こちらの基本方針についてだが、岐阜県の実地調査に関する「岐阜県いじめ問題対策検討会」を開催して議論した結果、このような内容になっている。この「岐阜県いじめ問題対策検討会」については、小中学校、高校関係者、市教委、町村教委、その他関係機関として、警察、私立学校を所轄する人づくり文化課、子ども相談センター、地方法務局、弁護士会、臨床心理士会等々に協力をしていただいて議論をまとめたものである。基本理念のところだが、「いじめは、全ての児童生徒に関係する問題であり、いじめを受けた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である」、と基本的な考えを確認している。

そのために、児童生徒に関わる全ての大人が、「いじめは人間として絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」という意識をもち、「いじめをしない！させない！許さない！」という強い願いのもと、それぞれの役割と責任を自覚し、協力していじめの防止等に当たらなければならない、としている。

岐阜県では国の基本方針よりも少し踏み込んだところとして、2段落目に、「学校においては、児童生徒が安心できる望ましい人間関係を築くとともに、自他の生命を尊重し、倫理観や規範意識を向上させることが必要である」と学校の役割を記載している。その次の段落で、「家庭においては、児童生徒がいじめをすることのないよう、温かな認め励ましと厳しさのある家庭教育の充実により、規範意識や思いやりの心を育むことが大切である。また、地域社会においては、学校や保護者との連携の下、地域ぐるみで児童生徒を守り育てる体制をつくり、児童生徒を健全に育成することが重要である。」としている。

こちらは委員の意見の中でも、学校においてはこれまで以上にしっかり取組を充実させることは当然のこととして、やはり、この法律ができた意義というものを考えれば、保護者、あるいは家庭教育、地域社会、それらが一丸となって取り組むということ、この基本理念のところでもより明確に打ち出してほしいという意見があり、このような形となっている。

2 ページ、3 ページはいじめの定義からいじめの理解、いじめの防止に関する基本的な考え方として、国の基本方針の内容に準じる形としている。基本的な考え方としては、「未然防止」「早期発見」「早期対応」という3本柱に加えて、「家庭や地域との連携」、「関係機関との連携」を入れている。「家庭や地域との連携」については、国の方針より少し突っ込んだところとして、「インターネット等を通じて行われるいじめは複雑化、多様化しており」、ということ、を特に言及している。なかなか学校のみではインターネット上の問題については気づきにくいという中で、学校、家庭、地域の連携が重要であるという意見もあり、入れたところである。次に、岐阜県において、具体的にいじめ防止等に向けて講じる施策については、資料の5ページから入れている。この部分については、国の方はあくまで目次的に入れているだけだが、ここは岐阜県が教育委員会のみならず関係部局がそれぞれの施策を入れたところである。ここは、若干説明をさせていただきます。まず、「(1) 県における関係機関等と連携した体制の整備」ということで、「〇いじめ防止等に関わる様々な関係機関、家庭や地域社会との連携を強化する」ということである。「岐阜県いじめ問題対策検討会」「岐阜県生徒指導推進会議」における協議や情報交換等、でございます。それぞれのところにく > 付けでどこか担当するかということ、ここは関係機関と連携ということ、< 県教育委員会、環境生

活部、警察」というところである。次の、「岐阜県児童生徒健全育成サポート制度」や「学校警察連絡協議会」などの枠組みの下、県教育委員会及び学校と警察との連携体制を整備する。こちらは、<県教育委員会、警察、環境生活部>という形になっている。

次に二つ目の○で、こちらは県教育委員会の動きということで、「○複雑化・多様化するいじめ等に対応するため、県教育委員会におけるいじめの防止等に対応する体制の強化を図る。」ということで、「生徒指導総合支援チーム」、こちらは昨年の4月に発足したところである。

次に、「(2) いじめの未然防止」に係る施策である。

一つ目の○、「○豊かな心や望ましい人間関係を築く力、人権感覚の向上を図るため、全ての教育活動を通じた道徳教育や体験活動、人権教育を推進する。」としている。その中で、今年度の新規施策でもある、いじめ・不登校の未然防止に関する実践研究、これはモデル校事業を行う。その成果を県内に普及するというようなことも入れている。資料6ページ、「○より多くの大人が、子供の悩みや相談を受け止めることができるよう、「子どもの居場所と絆づくり県民運動」を推進する」というものである。これは、家庭や地域との連携という中の具体的な取り組みの一つとなる。この中で例えば、いじめについて、この「居場所と絆づくり交流会」という形で、子供と大人が直接いじめについて意見交流を行う、そういったことも進めていきたいと思っている。

次の○、「『いじめは、人間として許されない』という意識を徹底するため、人権尊重意識高揚の普及・啓発活動、研修等を充実する」である。県の教育委員会としては、教職員研修、また、環境生活部の方でも、人権に関する啓発活動に取り組んでいく。

その次の○、「インターネットの安全・安心利用に関する取組を推進する。」ということで、これも知事部局、教育委員会ともに、取組を進める。インターネットトラブルに関しては、児童生徒、保護者向けの研修資料や、教職員向けの指導資料等を作成・配布して、学校においても活用を促していく予定である。

また、未然防止ということでは、警察において非行防止教室に取り組んでいただき、また、MS リーダーズ活動といった活動もいじめ未然防止活動に資する活動として取り組んでいただく。

次に、「いじめの早期発見、早期対応」であるが、

各学校におけるいじめの認知件数や対応状況等について点検を行い、いじめの早期発見等の取組の充実を推進する。ひとつめの「・」にあるが、年3回のいじめ調査、アンケート調査や個別の面談等を通じた日常的なきめ細かな実態把握、早期の適切な対応等を促す。この、年3回調査をすることは、岐阜県の特徴の一つと思う。次に7ページ、「いじめなどの児童生徒の悩みに関する相談・支援体制の充実」ということで、相談窓口として、「いじめ相談24」「ヤングテレホンコーナー」「岐阜県総合教育センター及び各教育事務所の相談窓口」等々、また、二つ目の「・」のところでは、来年度から新たに岐阜県総合教育センターに開設する適応指導教室において、いじめにより不登校となった児童生徒に対するきめ細かな支援を行うといったことも入れている。

その次、「○スクールカウンセラーの配置により、学校における教育相談の充実を図る。」。スクールカウンセラーについては、来年度、小中学校への配置も拡充していくところである。次に、実際に個々にいじめ事案が起きた時の問題であるが、「○個別のいじめ事案について、その様態や対応状況等を踏まえつつ、必要に応じて各学校や市町村教育委員会に対して、解決に向けた具体的な指導・助言を行う。」ということで、各教育事務所に配置する「地域担当生徒指導主事」が中心となり、各地区の公立学校におけるいじめ等の生徒指導上の諸問題について、情報収集に当たるとともに、必要に応じて、いじめの解決に向けた具体的な指導・助言や関係機関との連携に係る調整等を行う。私立学校になると、下の「・」で、「第一義的には学校又はその設置者である学校法人が自らの責任において解決に向けて主体的に対処すべきもの」ということで、若干書き方が異なるが、必要に応じて環境生活部が、県教育委員会等関係機関と連携しながら、解決に向けた助言・援助を行う。

一番下、「○いじめの事案の解決に向けて、必要とされる専門家を学校の要請に応じて派遣し、学校における対応を支援する。」である。必要に応じて、臨床心理士、医師、弁護士等を派遣するものである。今年度の状況からすると、県立学校に対しては1月末現在で70件程派遣をしている。次に8ページ、専門家派遣のところで、教育事務所にスクールソーシャルワーカーを配置するとしている。来年度からの新たな取り組みである。また、ネットパトロ

ールだが、「○ネットパトロールを通じて、インターネット上の見えないところでのいじめの早期発見・早期対応に努める。」ということで、ソーシャルネットワーキングサービスへの不適切な書き込み等への監視を強化する。次に、「(4) 教職員の資質向上」ということで、生徒指導や教育相談に関する研修の充実により、教職員の資質能力の向上を図ることに組み込んでいく。この中で、4点目のところにも入れているが、重大事態を未然に防ぐため自殺予防の資料を活用した研修の充実も図っていくことを考えている。次に、「(5) 学校評価や学校運営支援」である。いじめの防止等に資する、学校評価、教員評価を行うということが、二つの「・」のところである。学校評価においては、いじめの問題を取り扱うにあたって、単にいじめの有無やその多寡を評価するのではなく、問題を隠さず、その実態把握や対応が促され、児童生徒や地域の状況を充分踏まえて目標を立て、目標に対する具体的な取り組み状況や達成状況を評価するというものである。法律を踏まえて、全ての学校でいじめ防止のための方針と、その防止のための組織を立ち上げるということになっているので、その中でしっかりと学校の取組、あるいは次の「・」にある教員の取組を評価するものとなっている。次に9ページだが、そもそもいじめの防止ということでは、教職員が一人一人の子供と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいけることが重要であるということで、学校マネジメントについても、記載をしている。また、「(6) 私立学校への支援」というところでも、こちら、環境生活部の所掌であるが、記載しているところである。

ここまでが岐阜県が講じる施策で、それ以降、学校が講じる施策を記載しているが、これは国の基本方針に準じて記載している。定めるべき「学校いじめ防止基本方針」の具体的内容として、「基本的な考え方」「未然防止のための取組」「早期発見」等を記している。全ての学校で方針を策定して、いじめ防止のための組織も設置することとなっている。組織については、「学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成の中核としての役割」、「いじめの相談・通報の窓口としての役割」、「いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有を行う役割」、といった役割がある。組織については、生徒、保護者の代表や、臨床心理士等の専門家、地域の方にも参画いただくこととなっている。資料12ページは、重大事態への対処というところである。重大事態とは、「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」ということである。また、「児童生徒がいじめを受けたことにより相当な期間に渡り、連続して欠席しているような場合には、学校又はその設置者の判断により、迅速に家庭訪問等で状況を把握するなどの対応が必要である。児童生徒や保護者からいじめの訴えがあったときは、その意向を踏まえつつ、事実確認等を丁寧に行い、必要に応じて各学校のいじめ対策組織において検討や設置者への相談等も行い、報告・調査等に当たる。」としている。この重大事態が発生した場合は、県立学校は県教育委員会を通じて知事へ、私立学校は直ちに知事へ、報告することとしている。重大事態の調査については、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ(いつ頃から)、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする、ということになっている。ただ、この際は、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査することが必要である、としている。調査については、学校が行う場合と、学校の設置者が行う場合がある。いじめを受けた児童生徒又は保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果が得られないと学校の設置者が判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、学校の設置者、県立学校であれば県教育委員会が調査を実施する、ということである。県立学校の事案について県教育委員会が調査する場合は、生徒指導総合支援チームが調査の支援を行う。調査を行うに当たっては、教育委員会に設置する附属機関が基本的な調査主体となる。この附属機関には、弁護士や精神科医、学識経験者等、専門家に入っただかく。この調査を行った結果であるが、「調査結果の報告を受けた知事による再調査及び措置」というものがあり、重大事態の調査をしたときは知事へ報告することとなっている。知事は、当該報告に係る重大事態への対処等のために必要があると認める時は再調査を行うことができる。極めて例外的な事例だとは思いますが、大津市の事案で、教育委員会の対応が不十分で、市長と教育委員会の意思疎通が十分図られなかった、ということがあったので、こういう規定が法律にも入っているところ。

「その他いじめの防止等のための対策に関する事項」として、岐阜県は、岐阜県の基本方針の策定から3年の経過を目途として、法の施行状況等を勘案して、岐阜県の基本方針の見

ホームページ公開

	<p>直しを検討する、としている。また、県は市町村における地方いじめ防止機基本方針や、県立学校、私立学校における基本方針について、それぞれ策定状況を確認し、公表することとしている。</p> <p>今のところ、各市町村において、県の検討状況を参考にしながら、それぞれで地方版のいじめ防止基本方針の策定を進めているところである。</p>
稲本委員	<p>よくまとまっていると思う。よくあることだが、方針は出たが、各学校が実践できるかどうか。学校の状況を見てみると、先生たちがなかなか大変な状況にあったりして、そこをどうやって各学校でやってもらうかは課題だと思う。それと全く違ったことだが、いじめが発生するという以前の問題として、県が清流の国と言っている中で、地元、地域とどう結びつくか、健全なスポーツとか、トータルな学校運営の中で、そういうものが発生しないようにしていく。それを書いてはあるが、そっちの方から攻めていくのも手かと思う。いじめはどっちかというマイナスチェックになってしまうが、そうでなく、風土全体を前向きに持っていくような、そういうことも考えた方がいいのではないかという気がする。</p>
委員長	<p>この基本方針は、現場へはどのように下ろしていくのか。</p>
学校支援課長	<p>教育委員会の議決を経たら、直ちに各県立学校に送付したい。また、市町村の教育委員会にも情報提供したい。今の段階でも、各学校は、学校の基本方針を定めなくてはならない。各市町村も本年度内を目途にそれぞれ方針を定めようとしているので、いじめ問題対策検討会の第2回の会議が2月にあったが、その会議が終わった段階で、その時点の検討状況として情報提供をしている。それを参考に、県立学校や市町村はそれぞれ基本方針の策定を進めているところである。</p>
土屋委員	<p>重大事態への対処、事が起きてしまった時にどうするか、ということがポイントになってくると思うが、重大事態が発生したとき、調査、報告ということばかり重視して、肝心のいじめを受けた子供のケアをどうするかということがここには書かれていないように思う。交通事故の場合でも、まず被害者を保護する。その後事実確認である。組織において、どうするかということばかり書いてあって、お金を取られた子にどうするか、重大な障がいを負った子をどうケアするかとか、調査するのはいいが、調査されることで子どもたちが更に傷つくこともある。そこをどうするかということが大事ではないか。</p>
学校支援課長	<p>ご指摘のとおりで、実際に重大事態が発生したときに、まずもって考えなくてはならないのは被害者の状況、非常にショックを受けているとか、医療的なケアが必要とか、そういうことを含めてまず考えるべきだと思う。この基本方針は、国の基本方針をベースにする中で、最低限、重大事態が発生したときに、これだけはやってほしいということを手簡潔に記したので、いささか、そういう意味で、血の通っていないとか、事務的な手続きのところ記載の中心になっているところがあるかと思う。先ほど県の施策のところ説明したが、いじめ事案の解決に向けて、必要とされる専門家を学校の要請に応じて派遣と、我々も実際にこういう重大事態が発生したときに、学校から連絡をもらうときに、「それはどういう事実関係なのか」ということをまず言うのではなくて、心のケアということで、カウンセラーの派遣は必要ないとか、まずもってそちらの方を確認をした上で、事実関係を調べるという手続きに入っていくので、そのあたりは、学校からも「県の教育委員会は、学校や生徒を支援するのではなく、事実関係を明らかにすることを優先するのか」というような誤解を受けないように、しっかりと運用をしていきたいと考えている。</p>
月村委員	<p>重大事態になる前の早期発見が大事だと思うが、いじめが起きはじめたときの、学級運営、先生の指導力、先生と生徒との信頼関係とか、そのあたりが難しくなっているからそういう事件が起きはじめてしまうということがあると思うが、そのときに、そのクラスの担任である先生一人が対応するのではなく、何人かの先生がケア出来るような、そういうシステムとか、早い取組と言うのか、調査することも大事であるが、調査する以前に、実際に子供と関わる関わり方が大事なポイントになると思うので、そのあたりの取組をど</p>

ホームページ公開

	うしたらいいかということも考えていただきたい。
学校支援課 長	（ 実際にいじめが起こりそうなところ、起きたところについても、教職員が組織的に対応することが、教職員全体がきちんと共通理解を図った上で、必要に応じて保護者等の協力も得ながら進めることが大事だと考えている。そのあたりは、学校が取り組むべき内容のところにも若干記載はあるが、我々もいろいろな研修の場等でも、生徒指導は生徒指導主事の先生だけがやることではなくて、組織的に対応する。その中で、生徒指導と教育相談の先生が連携する。また、今、起こりそうな、という話があったが、いじめが起こるような状況は、学級経営がうまくいっていないということが背景にあると思う。先ほどモデル事業の話もしたが、モデル事業の中で取り組もうとしていることで、ハイパーQ Uテストという心理テストを使い、生徒の心理状態を分析して、生徒がどういうところに不適応感を持っているとか、生徒集団が全体としてストレスを貯めている状態なのかそうでないのかとか、そういった集団の分析もできるようなテストがある。そういったものも活用しながら、いじめが起きにくい学級にするにはどういう活動が必要なのかとか、そういったことはしっかり取り組んでいきたいし、学級経営がなかなか厳しいということであれば、そこに他の先生もサポートし、組織的に対応するということが大事なことだと考えている。
委員 長	生徒を中心とした対策をお願いしたい。
委員 長	議第6号につき、挙手により採決する。
委員 長	全員賛成により原案のとおり可決する。
○ 閉会	
午後3時20分、閉会を宣言する。	
○ 事務局報告	
(1) 教育委員会制度改革の動向について (2) 第69回国民体育大会・冬季大会の競技結果について (3) 平成25年度全国中学校、及び全国高等学校体育大会スキー競技の結果について (4) 平成25年度教育委員行事予定について (5) 平成26年度教育委員行事予定について	